

環 第 1 3 7 9 号

令和 8 年 3 月 2 5 日

習志野市

習志野市長 宮 本 泰 介 様

千葉県知事 熊 谷 俊 人

(公印省略)

習志野市新清掃工場建設事業に係る環境影響評価準備書に対する意見
について（通知）

令和 7 年 1 0 月 3 日付けで送付のあったこのことについて、千葉県環境影響評価条例
（平成 1 0 年千葉県条例第 2 6 号）第 2 1 条第 1 項の規定による環境の保全の見地からの
意見を別紙のとおり通知します。

【担当】

千葉県環境生活部環境政策課
環境影響評価・指導班

TEL：043-223-4138

FAX：043-222-8044

習志野市新清掃工場建設事業に係る環境影響評価準備書に対する意見

本事業は、習志野市内で発生する一般廃棄物の処理を行っている習志野市芝園清掃工場（以下「現行施設」という。）の老朽化に伴う建替事業として、現行施設の稼働前に使用され、現在は敷地内に存置されている旧清掃工場を解体した後、新たな廃棄物焼却施設（以下「本計画施設」という。）等を建設し、本計画施設の稼働後に現行施設を解体する計画である。本計画施設は、1日当たりの処理能力が168トン（84トン×2炉）のストーカ式の焼却施設であり、現行施設の219トンから減少する。

対象事業実施区域（以下「事業区域」という。）は、東京湾に面した埋立地にあり、事業区域から北側約300メートルの位置に環境保全についての配慮が特に必要な施設である大学が存在するほか、北東側約900メートルには住居が密集している地域がある。また、事業区域及びその周辺には、周辺の生態系の上位種であるチョウゲンボウ（猛禽類）が生息しており、さらに事業区域内ではその繁殖も確認されている。

これらの事業特性及び地域特性を踏まえ、当該事業による環境影響のより一層の回避又は低減を図るため、下記の事項について所要の措置を講ずる必要がある。

記

1 全般事項

事業の実施に当たっては、環境保全措置を確実に実施することはもとより、利用可能な最良の技術を導入するなど、より一層の環境影響の回避又は低減に努めること。

2 環境影響評価の項目、調査・予測・評価の手法及び結果

(1) 大気質

事業区域周辺に大学や多くの住居が存在することに十分留意し、自主基準値を遵守するための運転管理の方法を明らかにした上で、適切な管理を徹底すること。

(2) 土壌

事業区域内において砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物による地下水質に係る環境基準の超過及び土壌汚染対策法に係る基準不適合が確認されていることから、工事の実施に当たっては、地下水及び土壌に含まれる有害物質が周辺に拡散することがないように、環境保全措置を徹底すること。

(3) 動物及び生態系

ア チョウゲンボウの採餌環境の確保に当たっては、周辺の緑地を有する施設において草地環境の確保や管理方法等を検討するとしているが、事業区域内の緑地の活用も含めて検討すること。

イ チョウゲンボウの営巣箇所の消失に対する環境保全措置について、代替巣の設置場所や時期、形状等の検討結果を踏まえて施設の詳細設計を行うなど、適切な営巣環境の創出に努めること。

(4) 廃棄物

建設工事及び解体工事の実施に伴う廃棄物について、分別を徹底し、可能な限り発生量の抑制及び再資源化に努め、最終処分量のより一層の削減を図ること。

3 監視計画

チョウゲンボウについて、工事開始から現行施設の解体工事完了までの期間において代替巣利用状況及び繁殖状況を調査するとしているが、解体工事完了後も調査を行うこと。

4 その他

(1) 事業の実施に当たっては、関係自治体や周辺住民に対し、積極的に情報提供を行うとともに、丁寧に説明を行うこと。

(2) 環境影響評価書及び事後調査結果をインターネットの利用等により公表するに当たっては、印刷を可能にするなどにより、住民等の利便性の向上に努めるとともに、縦覧期間後も継続的な公表に努めること。